

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【業地】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共 第 一 号	第1種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	中津市から豊後高田市に至る間の地先	基点第1153号、基点第60号、イ、ロ、ハ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって区域1及び2を除いた区域。ただし、黒川にあっては宇佐市大字乙女新田字塩浜田9番3号の東南端と宇佐市大字順風新田字黒川添117番地南西端を結んだ線まで、駅館川にあっては宇佐市貴船町小松橋左岸下流端と宇佐市大字長洲小松橋右岸下流端を結んだ線まで、桂川にあっては豊後高田市桂橋南東端の橋脚と桂小橋北東端の橋脚を結んだ線までとする。	基点第58号 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識	イ 基点第58号から296度20分80メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではない。	中津市、宇佐市及び豊後高田市	大分県大分市府内町3丁目5番7号 大分県漁業協同組合 【中津地区】 【宇佐地区】 【豊後高田地区】 【真玉地区】 【香々地地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共 第 一 号
	第2種共同漁業 雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで		基点第60号 山国川山国橋の下流側中央	ロ イから6度15分17,000メートルの点						
	かに建網	3月1日から12月31日まで									
	あなごたま	1月1日から12月31日まで									
	あなごつ	1月1日から12月31日まで									
	あなごか	1月1日から12月31日まで									
	いかたま	3月20日から5月31日まで		基点第61号 豊後高田市と国東市との境界の標識	ハ 基点第61号から342度40分30秒						
	かにたま	1月1日から12月31日まで									
	かにか	1月1日から12月31日まで									
	かにか	1月1日から12月31日まで									

注 1 県、郡及び市町村の境界とは、最大高潮時海岸線における境界をいう。
2 河川における内水面と海面の境界は、特に定めのない場合は、告示日における最も海岸線寄りの県道又は国道に架設されている橋梁上流端までとする。
ただし、県道又は国道がない場合は、市町村道とする。
3 角度の表示はすべて真方位とする。(以下、区画・定置・内水面の漁業権においても同じ。)

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【業地 権区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共 第 四 号	第1種共同漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	宇佐市大字江須賀から豊後高田市呉崎に至る間の地先	基点第63号、イ、ロ及び基点第64号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、黒川にあっては宇佐市大字乙女新田字塩浜田9番3号の東南端と宇佐市大字順風新田字黒川添117番地西南端を結んだ線まで、駅館川にあっては宇佐市貴船町小松橋左岸下流端と宇佐市大字長洲小松橋右岸下流端を結んだ線まで、桂川にあっては豊後高田市桂橋南東端の橋脚と桂小橋北東端の橋脚を結んだ線までとする。	基点第63号 宇佐市黒川橋の東側橋脚下流側中央	イ 基点第63号から3度5,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	宇佐市大字江須賀、大字住山新田、大字郡中新田、大字高砂新田、大字順風新田、貴船町、子安町、住吉町、沖須町、大字下乙女、大字長洲、大字蟻木、大字松崎、大字西大堀、大字佐々礼、大字岩保新田、大字久兵衛新田、大字北鶴田新田及び南鶴田新田並びに豊後高田市(中真玉、西真玉、大平、城前、大岩屋、黒土、臼野、香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根を除く。)	〃 【宇佐地区】 【豊後高田地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共 第 四 号
	えむし	〃	〃	基点第64号 豊後高田市西国東干拓第二工区北東端	ロ 基点第64号から317度1,600メートルの点	2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。					
	とりがい	〃	〃								
	まてがい	〃	〃								
	おふきが	〃	〃								
	ばかがい	〃	〃								
	あさじ	〃	〃								
	しまぐり	〃	〃								
	かいらぎ	〃	〃								
	あかが	〃	〃								
	あばがい	〃	〃								
	つめたがい	〃	〃								
	いにしな	〃	〃								
	いぎ	1月1日から9月30日まで	〃								
	おごのり	1月1日から12月31日まで	〃								
むかでのり	2月1日から5月31日まで	〃									
もすく	1月1日から5月31日まで	〃									
あおのり	10月1日から翌年4月30日まで	〃									
ひとえぐさ	11月1日から翌年4月30日まで	〃									
第2種共同漁業 雑魚ます網漁業	1月1日から12月31日まで	〃									
雑魚建干網	〃	〃									
うなぎつつ	〃	〃									
うなぎかご	〃	〃									
第3種共同漁業 雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	〃									

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【業地】	存続期間	免許番号															
				区域	基点	点																				
共第九号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 71 号 国東市国見町と国東市国東町との境界	イ 基点第71号から62度6,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	国東市国東町	〃 【くにさき地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九号															
	基点第 76 号 国東市国東町北江字清水3347番地の3尾本橋河口側の中央				ロ 基点第76号から58度6,000メートルの点																					
	基点第 77 号 国東市国東町と国東市武蔵町との境界				ハ 基点第77号から86度6,000メートルの点																					
	うなまに漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 71 号 国東市国見町と国東市国東町との境界	イ 基点第71号から62度6,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	国東市国東町	〃 【くにさき地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九号							
	いせえむ漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 76 号 国東市国東町北江字清水3347番地の3尾本橋河口側の中央	ロ 基点第76号から58度6,000メートルの点												
	えむこ漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 77 号 国東市国東町と国東市武蔵町との境界	ハ 基点第77号から86度6,000メートルの点												
	とりが漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	てがが漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	まがるく漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	あさきり漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	うちむらさきがい漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	はまぐり漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	かいらぎ漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	かいらぎ漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	あばいし漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	にさげな漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	にあわび漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	いこぶ漁業				3月1日から9月30日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	いごのり漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	かでのり漁業				2月1日から5月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	ふんぐさ漁業				1月1日から6月30日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	てんぐさ漁業				4月1日から8月19日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	ひじきめ漁業				11月1日から翌年6月30日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	わかずめ漁業				1月1日から7月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	もかずめ漁業				12月1日から翌年4月30日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	あおのり漁業				10月1日から翌年4月30日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	あひとえぐさ漁業				11月1日から翌年4月30日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域														
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先						基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	雑魚ます網漁業	3月1日から12月31日まで												
	雑魚建干網漁業												3月1日から12月31日まで													
	えび建網漁業												3月1日から12月31日まで													
雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで																									
雑魚たまたま漁業	1月1日から12月31日まで																									
雑魚つかつこ漁業	1月1日から12月31日まで																									
雑魚つかつこ漁業	1月1日から12月31日まで																									
雑魚かたまたま漁業	1月1日から12月31日まで																									
雑魚かたまたま漁業	1月1日から12月31日まで																									
雑魚かたまたま漁業	1月1日から12月31日まで																									
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで																					

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【業地】	存続期間	免許番号				
				区域	基点	点									
共第十三号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市大字守江の地先	基点第81号、イ、ロ、ハ及び基点第34号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 34 号	杵築市大字守江と大字大内との境界(排水口)	イ	基点第81号から214度2,150メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	杵築市大字守江	〃 【杵築地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第十三号		
	基点第 81 号				杵築市大字狩宿と大字守江との境界(黒石)	ロ	基点第82号と基点第690号とを結んだ線の中央点								
							基点第 82 号	杵築市守江灯台						ハ	基点第34号と基点第1160号とを結んだ線の中央点
							基点第 690 号	杵築市大字熊野字浪崎1238番地の黒岩鼻の標識							
							基点第 1160 号	杵築市大字南杵築高山川埋立地北東端							
	うない				まこ	〃									
	えせ				えび	〃									
	えむ				がしい	〃									
	とり				がしい	〃									
	まて				がしい	〃									
	ばみ				るくい	〃									
	あさ				しり	〃									
	いそ				しじみ	〃									
	はま				ぐき	〃									
	かあ				がしい	〃									
	ばに				いし	〃									
	にさ				えな	〃									
	にあ				わび	〃									
	とい				ぶし	〃									
	いご				のり	〃									
おむ	かでのり	〃													
あま	かんのり	〃													
ほん	だわら	〃													
ひん	じわら	〃													
わん	じわら	〃													
わん	じわら	〃													
もわ	かずめ	〃													
あお	のり	〃													
ひと	えぐさ	〃													
		3月1日から8月31日まで													
		1月1日から12月31日まで													
		2月1日から5月31日まで													
		4月1日から8月19日まで													
		11月1日から翌年4月30日まで													
		1月1日から12月31日まで													
		12月1日から翌年6月30日まで													
		1月1日から6月30日まで													
		12月1日から翌年6月30日まで													
		9月1日から翌年5月31日まで													
		1月1日から4月30日まで													

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【業地】	存続期間	免許番号	
				区域	基点	点						
共第十五号	第1種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市の地先	基点第79号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第84号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、八坂川にあつては錦江橋上流端、高山川にあつては永代橋上流端とする。	基点第 79 号	国東市と杵築市との境界	イ 基点第79号から108度6,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であつて、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	杵築市	〃 【杵築地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第十五号
	第2種共同漁業 雑魚ます網漁業	1月1日から12月31日まで			基点第 80 号	杵築市大字狩宿白石鼻	ロ 基点第80号から153度1,700メートルの点					
	雑魚に建網	〃			基点第 83 号	杵築市大字熊野加貫崎の標識	ハ 基点第83号から133度1,700メートルの点					
	雑魚えび建網	〃			基点第 84 号	杵築市と速見郡日出町との境界	ニ 基点第84号から173度1,700メートルの点					
	雑魚たつご	〃										
	雑魚つかご	〃										
	雑魚かたま	〃										
	雑魚かたご	3月25日から6月30日まで										
	雑魚かたご	1月1日から12月31日まで										
	第3種共同漁業 雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで										

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【業地】	存続期間	免許番号		
				区域	基点	点							
共第十七号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	別府市の地先	基点第88号、イ、ロ及び基点第89号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって次の区域1、2及び3を除いた区域	基点第88号 速見郡日出町と別府市との境界	イ 基点第88号から103度1,700メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	別府市	〃 【別府地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで			
	うなま											にこ	〃
	しい											やこ	〃
	いせ											えび	〃
	えむ											しこ	〃
	たり											が	〃
	まて											が	〃
	あは											さ	〃
	かま											ぐ	〃
	あか											が	〃
	にあ											ざ	〃
	にあ											ざ	〃
	とわ											び	〃
	とさ											ぶ	〃
	とさ											か	〃
	むか	の	〃										
	てん	ぐ	〃										
	ひじ	さ	〃										
	わか	き	〃										
	くろ	め	〃										
	もず	く	〃										
	ひと	え	〃										
	とえ	ぐ	〃										
	とえ	ぐ	〃										
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで	〃	〃	基点第753号 別府国際観光港第二埠頭南東端	イ 基点第753号から18度50分	897メートルの点	2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	〃	〃	〃		
	雑魚ます											網	〃
	雑魚											建	〃
	かに											建	〃
	えび											建	〃
	雑魚											た	〃
	雑魚											つ	〃
	雑魚											つ	〃
	雑魚											か	〃
かに	た											〃	
かに	た											〃	
かに	た											〃	
かに	た											〃	
かに	た											〃	
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで											〃	〃
雑魚地びき		網	〃										
雑魚		〃	〃										
雑魚		〃	〃										
雑魚		〃	〃										
雑魚		〃	〃										
雑魚		〃	〃										
雑魚		〃	〃										
雑魚		〃	〃										
雑魚	〃	〃											

- 2 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(イ) 別府港海岸的ヶ浜地区(養浜ヶ所)の階段式護岸工南端の胸壁上の工事

用水準点(H=4,987メートル)から68度30分31メートルの点

(ロ)	(イ)から	87度	64メートルの点
(ハ)	(ロ)から	354度	100メートルの点
(ニ)	(ハ)から	84度	20メートルの点
(ホ)	(ニ)から	354度	35メートルの点
(ヘ)	(ホ)から	264度	20メートルの点
(ト)	(ヘ)から	354度	85メートルの点
(チ)	(ト)から	84度	20メートルの点
(リ)	(チ)から	354度	35メートルの点
(ヌ)	(リ)から	264度	20メートルの点
(ル)	(ヌ)から	354度	100メートルの点
(ヲ)	(ル)から	265度30分	67メートルの点

- 3 基点第1078号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第1079号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1078号 別府市北浜1丁目818番地386の地先

ヨットハーバー南側石積式護岸の東端最上段の標識(ベンチマーク+4,447メートル)

基点第1079号 別府市北浜2丁目818番地71の地先

ヨットハーバー防波堤基点上部工天端中央の測量紙から東防波堤の南141メートルの点

(イ)	基点第1078号から	0度	9.5メートルの点
(ロ)	基点第1078号から	96度	27メートルの点
(ハ)	基点第1078号から	79度	40メートルの点
(ニ)	基点第1078号から	87度30分	37.5メートルの点
(ホ)	基点第1078号から	90度	51.5メートルの点
(ヘ)	基点第1078号から	84度	62メートルの点
(ト)	基点第1079号から	122度	40メートルの点
(チ)	基点第1079号から	71度	17.5メートルの点
(リ)	基点第1079号から	93度	17メートルの点

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第十八号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで " " " "	大分市大字神崎から大分臨海工業地帯5号埋立地に至る間の地先	基点第89号、イ、ロ、ハ及び基点第92号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって次の区域1及び2を除いた区域	基点第 89 号 大分市と別府市との境界（両郡橋中央） 基点第 90 号 大分市大字生石旧新光ガソリンスタンド東角（港町2-12-12）の標識 基点第 92 号 大分市大分川左岸河口の護岸角西側から298度45メートルの点	イ 基点第89号から45度30分1,700メートルの点 ロ 基点第90号から358度1,700メートルの点 ハ 基点第92号から5度750メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	大分市（大字馬場、大字本神崎、大字木佐上、大字大平、大字志生木、大字佐賀間、大字白木、大字一尺屋、大字今市、大字入蔵、大字太田、大字上田、大字下原、大字高竹原、大字野津原、大字福宗及び大字廻栖野を除く。）	" 【大分地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第十八号
	うなまのこて" "										
	なめのかし" "										
	いせのえび" "										
	えたとり" "										
	とばか" "										
	あかい" "										
	あか" "										
	あに" "										
	に" "										
	さ" "										
	に" "										
	あ" "										
	と" "										
	い" "										
	む" "										
	か" "										
	ほ" "										
ひ" "											
わ" "											
く" "											
も" "											
ひ" "											
と" "											
え" "											
ぐ" "											
さ" "											
2月1日から5月31日まで											
4月1日から8月19日まで											
1月1日から12月31日まで											
11月1日から翌年6月30日まで											
1月1日から6月30日まで											
10月1日から翌年6月30日まで											
12月1日から翌年6月30日まで											
1月1日から4月30日まで											

区域

1 次の(201)から(231)までの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域
基準点Bは仏崎記念碑

(201)はBより	275° 04' 08"	1,020.2mの点	(218)はBより	293° 44' 34"	306.9mの点
(202)はBより	279° 05' 30"	1,021.7mの点	(219)はBより	295° 23' 21"	317.8mの点
(203)はBより	280° 11' 12"	1,023.0mの点	(220)はBより	296° 30' 40"	313.1mの点
(204)はBより	281° 52' 30"	1,011.1mの点	(221)はBより	315° 34' 53"	261.6mの点
(205)はBより	283° 22' 53"	969.4mの点	(222)はBより	314° 29' 24"	248.1mの点
(206)はBより	283° 15' 12"	907.5mの点	(223)はBより	320° 25' 32"	240.7mの点
(207)はBより	282° 30' 45"	908.0mの点	(224)はBより	321° 09' 04"	254.4mの点
(208)はBより	282° 19' 07"	846.7mの点	(225)はBより	332° 38' 44"	248.1mの点
(209)はBより	283° 06' 14"	846.2mの点	(226)はBより	350° 41' 05"	223.6mの点
(210)はBより	282° 32' 01"	656.5mの点	(227)はBより	359° 00' 27"	221.0mの点
(211)はBより	281° 28' 24"	657.2mの点	(228)はBより	11° 43' 00"	207.3mの点
(212)はBより	281° 04' 43"	594.3mの点	(229)はBより	15° 49' 58"	195.2mの点
(213)はBより	282° 12' 28"	592.8mの点	(230)はBより	27° 40' 43"	171.8mの点
(214)はBより	285° 30' 52"	536.9mの点	(231)はBより	49° 04' 24"	155.7mの点
(215)はBより	286° 44' 40"	470.7mの点			
(216)はBより	290° 20' 55"	343.2mの点			
(217)はBより	289° 25' 05"	328.4mの点			

2 基点第92号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第92号 大分市大分川河口左岸護岸角から298度45メートルの点
基点第316号 大分臨海工業地帯5号地北東端
基点第317号 大分臨海工業地帯5号地住吉東防波堤灯台
基点第318号 大分臨海工業地帯5号地住吉西防波堤灯台

(イ)	基点第316号から	51度	200メートルの点
(ロ)	基点第317号から	61度	550メートルの点
(ハ)	基点第317号から	51度	50メートルの点
(ニ)	基点第317号から	0度	50メートルの点
(ホ)	基点第318号から	287度	60メートルの点
(ヘ)	基点第319号から	320度	290メートルの点
(ト)	基点第319号から	242度	50メートルの点

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共 第 二 十 号	第2種共同漁業 雑魚ます網漁業	1月1日から12月31日まで	大分市大字神崎から 大字家島に至る間の 地先	基点第89号、イ、 ロ、ハ、ニ、ホ及 び基点第96号の各 点を順次に結んだ 線と最大高潮時海 岸線とによって囲 まれた区域。(大 分川にあっては舞 鶴橋下流端まで、 乙津川にあっては 海原橋下流端ま で、大野川にあっ ては家島泊地北側 突堤から90度の線 までとする。)た だし、共第18号の 1、2及び次に掲 げる区域を除く。	基点第 89 号 大分市と別府市と の境界(両郡橋中 央)	イ 基点第89号から 45度30分1,700メー トルの点	1 昭和38年 3月29日付 け大分県告 示第309号で 告示された 水域施設内 であって、 船舶の航行 碇泊又は荷 揚げ等に支 障を及ぼす 区域におい ては、漁具 を固定して する漁業を 営んではな らない。 2 河川・海 岸及び港湾 の維持管 理、保全の ため、公共 団体の行う 事業の施工 については これを拒ん ではならな い。	大分市(大字 馬場、大字本 神崎、大字木 佐上、大字大 平、大字志生 木、大字佐賀 関、大字白 木、大字一尺 屋、大字今 市、大字入 蔵、大字太 田、大字上 詰、大字沢 田、大字下 原、大字高 原、大字竹 矢、大字辻 原、大字荷尾 杵、大字野津 原、大字福宗 及び大字廻 野を除く。)	【大分地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共 第 二 十 号
				基点第 91 号 大分市大字生石大 分港赤灯台	ロ 基点第91号から 358度1,700メー トルの点						
	雑魚建網	〃		基点第 96 号 大分臨海工業地帯 1号地北東端	ハ 基点第311号から 313度920メー トルの点						
	えび建網	〃			ニ 基点第96号から 10度1,800メー トルの点						
	雑魚たまたま	〃			ホ 基点第96号から 88度510メー トルの点						
	雑魚つつこ	〃									
	雑魚かこ	〃									
	かにたま	〃									
	第3種共同漁業 雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで			基点第 311 号 大分臨海工業地帯 2号地鶴崎西防波 堤灯台						

区域

イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ及びケの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第96号	大分臨海工業地帯1号地北東端	イ	基点第96号から	88度	510メートルの点
基点第311号	大分臨海工業地帯2号地鶴崎西防波堤灯台	ロ	基点第96号から	83度	510メートルの点
基点第312号	大分臨海工業地帯2号地鶴崎防波堤根基	ハ	基点第96号から	286度	158メートルの点
基点第313号	大分臨海工業地帯2号地乙津東防波堤根基	ニ	基点第96号から	327度	293メートルの点
基点第314号	大分臨海工業地帯2号地乙津東防波堤灯台	ホ	基点第96号から	289度	697メートルの点
基点第315号	大分臨海工業地帯3号地乙津西防波堤灯台	ヘ	基点第96号から	272度	652メートルの点
基点第316号	大分臨海工業地帯5号地北東端	ト	基点第96号から	272度	940メートルの点
基点第317号	大分臨海工業地帯5号地住吉東防波堤灯台	チ	基点第96号から	277度	1,160メートルの点
基点第318号	大分臨海工業地帯5号地住吉西防波堤灯台	リ	基点第311号から	323度	50メートルの点
基点第319号	大分臨海工業地帯5号地住吉西防波堤根基	ヌ	基点第312号から	323度	50メートルの点
		ル	基点第314号から	97度30分	760メートルの点
		ヲ	基点第314号から	72度	720メートルの点
		ワ	基点第314号から	76度	910メートルの点
		カ	基点第314号から	68度30分	950メートルの点
		ヨ	基点第314号から	53度30分	580メートルの点
		タ	基点第314号から	65度	510メートルの点
		レ	基点第314号から	71度30分	700メートルの点
		ソ	基点第314号から	98度30分	740メートルの点
		ツ	基点第313号から	24度	71メートルの点
		ネ	基点第313号から	6度	140メートルの点
		ナ	基点第314号から	0度	50メートルの点
		ラ	基点第315号から	34度	75メートルの点
		ム	基点第315号から	354度	305メートルの点
		ウ	基点第316号から	6度	970メートルの点
		キ	基点第316号から	61度	500メートルの点
		ノ	基点第317号から	61度	550メートルの点
		オ	基点第317号から	51度	50メートルの点
		ク	基点第317号から	0度	50メートルの点
		ヤ	基点第318号から	287度	60メートルの点
		マ	基点第319号から	320度	290メートルの点
		ケ	基点第319号から	242度	50メートルの点

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【業地 権区】	存続期間	免許番号								
				区域	基点	点													
共第二十二号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	基点第98号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及び基点第102号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 80 号 杵築市大字狩宿臼石鼻	イ 基点第98号から基点第80号見通し線上3,500メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで									
	基点第 98 号 大分市大字佐賀関踊鼻(大石)				ロ 基点第99号から358度22分1,500メートルの点														
	基点第 99 号 大分市松ヶ鼻				ハ 基点第104号から358度22分1,000メートルの点														
	基点第 100 号 大分市うちおばえ(黒ばえ)				ニ 基点第105号から48度1,300メートルの点														
	基点第 102 号 大分市大字白木と大字一尺屋との境界(石蔵)				ホ 基点第105号から78度1,300メートルの点														
	基点第 103 号 大分市蔦島東端(伊賀瀬最高頂部)				ヘ 基点第106号から178度22分1,000メートルの点														
	基点第 104 号 大分市牛島北端				ト 基点第100号から88度22分1,000メートルの点														
	基点第 105 号 大分市高島あしかばえ最高頂部				チ 基点第103号から88度22分1,000メートルの点														
	基点第 106 号 大分市高島南端(粒瀬最高頂部)				リ 基点第102号から基点第1154号見通し線上1,500メートルの点														
	基点第 1154 号 津久見市地無垢島東端																		
	うなまに漁業				〃														
	なめのこ				〃														
	かえび				〃														
	えむし				〃														
	たまるこ				〃														
	かいかい				〃														
	いたやがい				〃														
	いたらい				〃														
	にぎし				〃														
	にぎえ				〃														
にあわび	〃																		
いとこ	〃																		
いおぎのり	5月1日から8月31日まで																		
むかでのり	11月1日から翌年6月30日まで																		
ふでり	2月1日から5月31日まで																		
てんぐさり	12月1日から翌年6月30日まで																		
あまのり	4月1日から8月19日まで																		
ほんだわら	1月1日から3月31日まで																		
ひじき	10月1日から翌年5月31日まで																		
わかめ	11月1日から翌年6月30日まで																		
くろめ	12月1日から翌年6月30日まで																		
もずく	1月1日から10月31日まで																		
ひとえぐさ	1月1日から5月31日まで																		
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで			基点第 106 号 大分市高島南端(粒瀬最高頂部)	チ 基点第103号から88度22分1,000メートルの点														
雑魚小型定置網漁業																			
雑魚ます網				〃															
雑魚建網				〃															
雑魚つづこ				〃															
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで			基点第 1154 号 津久見市地無垢島東端	リ 基点第102号から基点第1154号見通し線上1,500メートルの点														
雑魚地びき網漁業																			

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【津久見地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第二十八号	第1種共同漁業 うなまかし いせむ たとり あかさかいたに さにあととむかふてあほんひわくもあひ なまのせむりさわぶかののんぐのんだわかろずおのぐ こてこてこびしこいりきいぎしえなびし に漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目から大字四浦に至る間の地先	基点第114号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、基点第122号、ヌ、ル及び基点第123号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第103号 大分市 葛島東端 (伊賀瀬最高頂部) 基点第114号 臼杵市と津久見市との境界 (落水の大石) 基点第115号 津久見市大字長目 楠屋鼻の標識 基点第116号 津久見市大字日見 字平ばえ1番地 (白熊鼻) 基点第120号 津久見市大字網代 字奥5666番地 (落水) 基点第121号 津久見市大字四浦 字葉色2221番地の1 (ちよきがとも) 基点第122号 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界 (ともうちばえ) 基点第123号 津久見市と佐伯市との境界 基点第124号 津久見市大字保戸島押上鼻 基点第179号 佐伯市鶴見大字大島先ノ瀬灯台 基点第1191号 津久見市地無垢島北端 基点第1192号 愛媛県宇和島市津島町北灘権現山 (490メートル) 頂上	イ 基点第114号から 358度22分500メートルの点 ロ 基点第115号から 基点第1191号見通し線 上500メートルの点 ハ 基点第115号から 基点第124号見通し線 上500メートルの点 ニ 基点第116号から 基点第115号見通し線 上700メートルの点 ホ 基点第120号から 358度22分1,000メートルの点 ヘ 基点第120号から 358度22分2,000メートルの点 ト 基点第120号から 13度2,060メートルの点 チ 基点第121号から 358度22分1,000メートルの点 リ 基点第122号から 基点第103号見通し線 上700メートルの点 ヌ 基点第122号から 基点第179号見通し線 上800メートルの点 ル 基点第123号から 基点第1192号見通し線 (77度) 上800メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	津久見市 (大字保戸島を除く。)	〃 【津久見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	
	第2種共同漁業 雑魚小型定置網漁業 雑魚建網 えび建網 雑魚袋待網 雑魚たまつ 雑魚つかご 雑魚かご	1月1日から12月31日まで									
	第3種共同漁業 雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで									

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【業地】	存続期間	免許番号			
				区域	基点	点								
共第二十九号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 117 号	津久見市地無垢島西端（喰付）	イ 基点第117号から275度22分500メートルの点	津久見市（大字保戸島を除く。）	【津久見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで				
	うなま				にこて	基点第 118 号	津久見市沖無垢島二ツばえ					ロ 基点第118号から5度22分700メートルの点		
	かしめ				やこび	基点第 119 号	津久見市沖無垢島かまがばえ					ハ 基点第119号から60度22分700メートルの点		
	いせえむ				しこき							ニ 基点第119号から168度30分1,700メートルの点		
	たかいた				らぎ	ホ 基点第117号から183度30分580メートルの点	2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。							
	にあわ				びし									
	とさか				ぶのり									
	とむか				でのり	12月1日から翌年8月31日まで								
	ふのり				さ	2月1日から5月31日まで								
	てんぐ				さ	12月1日から翌年6月30日まで								
	あまの				ら	4月1日から8月19日まで								
	ほんだ				わら	11月1日から翌年5月31日まで								
	ひじ				きめ	10月1日から翌年5月31日まで								
	わか	かめ	11月1日から翌年6月30日まで											
	くろめ	め	12月1日から翌年6月30日まで											
	もず	く	1月1日から10月31日まで											
	ひとえ	ぐさ	1月1日から5月31日まで											
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで				雑魚小型定置網漁業								
	雑魚建網													
	えび建網													
	雑魚袋待網													
	雑魚たまつ													
	雑魚つかご													
	第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで				雑魚地びき網漁業								

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【業地】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第三十号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 103 号	大分市 蔦島東端 (伊賀瀬最高頂部)	イ 基点第124号から 基点第107号見通し 線上1,000メートルの点	津久見市大字保戸島	【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第三十号
	うなまこて				基点第 107 号	大分市大字一尺屋串ヶ鼻東端	ロ 基点第126号から 68度22分700メートルの点				
	かいせえむ				基点第 122 号	津久見市大字保戸島と大字四浦との境界 (ともうちばえ)	ハ 基点第122号から 基点第179号見通し 線上800メートルの点				
	いたか				基点第 124 号	津久見市大字保戸島押上鼻	ニ 基点第122号から 基点第103号見通し 線上700メートルの点				
	かに				基点第 126 号	津久見市大字保戸島高甲岩灯標					
	いさざえな				基点第 179 号	佐伯市鶴見大字大島先ノ瀬灯台					
	あわび										
	このり										
	かんでのり										
	かむぐり										
	あまのり										
	あひじ										
	あひじ										
	あひじ										
	あひじ										
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで										
雑魚											
雑魚											
雑魚											
雑魚											
雑魚											
雑魚											
雑魚											
雑魚											
雑魚											
雑魚											

1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【 業地 権区 】	存続期間	免許番号										
				区域	基点	点															
共第三十三号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字狩生、大字二栄及び大字護江(以下「西上浦」という。)の地先	基点第146号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第150号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第146号	佐伯市上浦と同市大字二栄との境界(浪太鼻立石)	イ 基点第146号から基点第1162号見通し線上400メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	佐伯市西上浦	【 佐伯地区 】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第三十三号									
	うまなしいえあたあかたばにさとにあとおむふてほんひわかあひ				にここせむさかいらざわぶのりさわきめりえぐ	漁業	漁業						漁業	漁業	漁業	漁業	漁業	漁業	漁業	漁業	
	2月1日から5月31日まで				2月1日から翌年6月30日まで	4月1日から8月19日まで	1月1日から12月31日まで						11月1日から翌年5月31日まで	1月1日から6月30日まで	11月1日から翌年4月30日まで	12月1日から翌年6月30日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
	基点第147号				佐伯市大字高松浦村ばえ頂上	ロ 基点第146号から83度1,000メートルの点	2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。						基点第148号	佐伯市大字護江彦島北端	ハ 基点第146号から83度1,680メートルの点	基点第151号	佐伯市大字葛妙見鼻	ホ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ線と基点第147号と基点第148号とを結んだ線との交点	基点第155号	佐伯市大字高松浦メバル鼻	ヘ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ線と基点第151号と基点第155号とを結んだ線との交点
	基点第149号				佐伯市大字護江彦島南端	ニ 基点第148号から79度1,270メートルの点	基点第156号						佐伯市大字久保浦大久保鼻西の鼻	ト 基点第151号と基点第155号とを結んだ線と基点第150号と基点第157号とを結んだ線との交点	基点第157号	佐伯市大字守後浦424番地(守後鼻)の標識	基点第1162号	佐伯市大字二栄地の鼻のスカ	基点第1163号	佐伯市大字二栄八幡山頂上(128メートル)	

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【業地】	存続期間	免許番号		
				区域	基点	点							
共第三十六号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字荒網代浦から大字日向泊浦に至る間の地先	基点第153号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第154号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第142号 佐伯市上浦大字最勝海浦浦戸崎ヨロイバエ	イ 基点第153号から66度1,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市大字荒網代浦、大字日向泊浦、大字片神浦字竹ヶ谷及び大字塩内（以下「大入島東部」という。）	【佐伯地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで			
	うなまにかいせえたあかばさにあむかふてほんひわくひと			に漁業	こてびしこりきいえなびしりのりさわらきめえぐ	基点第153号 佐伯市大字高松浦と大字日向泊浦との境界（唐船鼻）の標識						ロ 基点第159号から基点第142号見通し線上500メートルの点	
	さぎにわぶこぐさ			い漁業	いえなびしりのりさわらきめえぐ	基点第154号 佐伯市大字石間浦と大字荒網代浦との境界（長尾鼻）の標識						ハ 基点第159号から基点第170号見通し線上500メートルの点	
	雑魚小型定置網			漁業	1月1日から12月31日まで	2月1日から5月31日まで						基点第158号 佐伯市女島北東端	ニ 基点第154号から基点第1166号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点
	雑魚建網			漁業	1月1日から12月31日まで	12月1日から翌年6月30日まで						基点第159号 佐伯市大字荒網代浦竹ヶ島東端	
	雑魚建網			漁業	1月1日から12月31日まで	4月1日から8月19日まで						基点第170号 佐伯市鶴見大字有明浦と同市鶴見大字羽出浦との境界（白埼）の標識	
	雑魚たまつこ			漁業	1月1日から12月31日まで	11月1日から翌年5月31日まで						基点第1166号 佐伯市鶴見八島南京鼻	
	雑魚たまつこ			漁業	1月1日から12月31日まで	1月1日から6月30日まで						基点第1202号 佐伯市大字荒網代浦片白島北端	
	雑魚つか			漁業	1月1日から12月31日まで	1月1日から9月30日まで							
	雑魚か			漁業	1月1日から12月31日まで	12月1日から翌年6月30日まで							

区域

1 (フェリー埠頭)

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(フ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、(タ)、(レ)、(ヲ)、(ヅ)、(ネ)、(ヅ)、(フ)、(マ)、(ウ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台)

- (イ) 基点第353号から228度30分270.3メートルの点
- (ロ) 基点第353号から228度 274 メートルの点
- (ハ) 基点第353号から229度 292 メートルの点
- (ニ) 基点第353号から228度40分298 メートルの点
- (ホ) 基点第353号から233度 380 メートルの点
- (ヘ) 基点第353号から233度30分303 メートルの点
- (ト) 基点第353号から239度 320 メートルの点
- (チ) 基点第353号から238度 324 メートルの点
- (リ) 基点第353号から239度30分330 メートルの点
- (ヌ) 基点第353号から229度30分450 メートルの点
- (ル) 基点第353号から231度 457 メートルの点
- (ヲ) 基点第353号から234度 489 メートルの点
- (ワ) 基点第353号から234度30分500 メートルの点
- (カ) 基点第353号から242度30分546 メートルの点
- (ヨ) 基点第353号から244度30分572 メートルの点
- (タ) 基点第353号から245度30分558 メートルの点
- (レ) 基点第353号から239度 508 メートルの点
- (ソ) 基点第353号から241度 477 メートルの点
- (ツ) 基点第353号から240度 473 メートルの点
- (ネ) 基点第353号から250度 384 メートルの点
- (ヅ) 基点第353号から248度50分374 メートルの点
- (フ) 基点第353号から248度30分355 メートルの点
- (マ) 基点第353号から245度30分339 メートルの点
- (ウ) 基点第353号から247度 330 メートルの点

2 (西防波堤・中防波堤)

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(フ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、(タ)及び(イ)の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台)

- (イ) 基点第353号から282度 38.3メートルの点
- (ロ) 基点第353号から260度30分 55 メートルの点
- (ハ) 基点第353号から252度 56 メートルの点
- (ニ) 基点第353号から253度 63 メートルの点
- (ホ) 基点第353号から250度 72 メートルの点
- (ヘ) 基点第353号から248度 82 メートルの点
- (ト) 基点第353号から234度 125 メートルの点
- (チ) 基点第353号から229度30分151 メートルの点
- (リ) 基点第353号から230度 153 メートルの点
- (ヌ) 基点第353号から310度30分157 メートルの点
- (ル) 基点第353号から325度 105 メートルの点
- (ヲ) 基点第353号から219度 53 メートルの点
- (ワ) 基点第353号から223度 51 メートルの点
- (カ) 基点第353号から227度20分 41 メートルの点
- (ヨ) 基点第353号から230度30分 42 メートルの点
- (タ) 基点第353号から237度30分 41 メートルの点

3 (東防波堤)

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(フ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、(タ)、(レ)、(ヅ)、(フ)、(ネ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台)

- (イ) 基点第353号から124度 178.2メートルの点
- (ロ) 基点第353号から123度30分180 メートルの点
- (ハ) 基点第353号から125度 177 メートルの点
- (ニ) 基点第353号から124度 164 メートルの点
- (ホ) 基点第353号から125度30分162 メートルの点
- (ヘ) 基点第353号から126度 157 メートルの点
- (ト) 基点第353号から119度 130 メートルの点
- (チ) 基点第353号から118度30分131 メートルの点
- (リ) 基点第353号から113度 116 メートルの点
- (ヌ) 基点第353号から102度 141 メートルの点
- (ル) 基点第353号から107度 154 メートルの点
- (ヲ) 基点第353号から106度30分155 メートルの点
- (ワ) 基点第353号から115度 178 メートルの点
- (カ) 基点第353号から117度 180 メートルの点
- (ヨ) 基点第353号から117度30分179 メートルの点
- (タ) 基点第353号から118度 177 メートルの点
- (レ) 基点第353号から120度 178 メートルの点
- (ソ) 基点第353号から128度30分184 メートルの点
- (ツ) 基点第353号から123度 183 メートルの点
- (ネ) 基点第353号から123度30分181 メートルの点

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地 区】	存続期間	免許番号									
				区域	基 点	点														
共第四十一号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 159 号	佐伯市大字荒網代浦竹ヶ島東端	イ 基点第175号から基点第1168号見通し線上600メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれら拒んではならない。	佐伯市鶴見大字大島	〃 【鶴見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで									
	うなまにかいええむあかさかいにさにあととふむてほんひわく				基点第 170 号	佐伯市鶴見大字有明浦と同市鶴見大字羽出浦との境界（白埼）の標識	ロ 基点第176号から基点第1098号見通し線上200メートルの点													
	こめせむさかざわとさかふむてほんひわく				基点第 173 号	佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識	ハ 基点第173号から353度600メートルの点													
	こめせむさかざわとさかふむてほんひわく				基点第 175 号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6（立花鼻）	ニ 基点第177号から基点第170号見通し線上300メートルの点													
	こめせむさかざわとさかふむてほんひわく				基点第 176 号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6（スリオトシ）の標識	ホ 基点第178号から基点第159号見通し線上1,000メートルの点													
	こめせむさかざわとさかふむてほんひわく				基点第 177 号	佐伯市鶴見大字大島字赤鼻603番地（赤鼻）	ヘ 基点第178号から353度1,000メートルの点													
	こめせむさかざわとさかふむてほんひわく				基点第 178 号	佐伯市鶴見大字大島字高手島1269番地（高手島頂上）	ト 基点第179号から353度1,000メートルの点													
	こめせむさかざわとさかふむてほんひわく				基点第 179 号	佐伯市鶴見大字大島先ノ瀬灯台	チ 基点第179号から83度1,000メートルの点													
	こめせむさかざわとさかふむてほんひわく				基点第 1098 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦うのはえの県道パラベットの標識	リ 基点第179号から128度1,000メートルの点													
	こめせむさかざわとさかふむてほんひわく				基点第 1168 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦ビシヤゴバエ														
	雑魚小型定置網漁業				1月1日から12月31日まで		基点第 178 号						佐伯市鶴見大字大島字高手島1269番地（高手島頂上）	ヘ 基点第178号から353度1,000メートルの点						
	雑魚建網				〃															
	えび建網				〃															
	かに建網				〃															
	雑魚たまつ				〃															
	雑魚つつ				〃															
	雑魚かご				〃															
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで			基点第 1098 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦うのはえの県道パラベットの標識	チ 基点第179号から83度1,000メートルの点														
雑魚地びき網漁業				基点第 1168 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦ビシヤゴバエ	リ 基点第179号から128度1,000メートルの点														

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者 【業地】	存続期間	免許番号	
				区域	基点	点						
共 第 四 十 二 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島 字水ノ子島の地先	基点第180号を中心として半径500メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 180 号 佐伯市鶴見大字大島字水の子2の1559番地水ノ子島灯台		1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市鶴見大字丹賀浦、大字梶寄浦及び大字大島	〃 【鶴見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで		
	うなまこて											〃
	なめのび											〃
	かいせえ											〃
	いたさ											〃
	あかい											〃
	にが											〃
	にざ											〃
	にあ											〃
	とこ											〃
	とさ											〃
	ふか											〃
	むか											〃
	てん											〃
	わだ											〃
わかく	〃											
雑魚網	1月1日から12月31日まで											
雑魚網	〃											
雑魚網	〃											
雑魚網	〃											
雑魚網	〃											
雑魚網	〃											

共
第
四
十
二
号

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【業地】	存続期間	免許番号	
				区域	基点	点						
共第四十三号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市米水津の地先	基点第174号、イ、ロ及び基点第185号の各点を順次に結んだ線、基点第184号及び基点第183号を結んだ線、基点第182号と基点第181号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第174号	佐伯市鶴見と同市米水津との境界(鶴御崎の標柱)	イ 基点第174号から89度1,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市米水津	〃 【米水津地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第四十三号
	基点第181号				佐伯市米水津と同市蒲江との境界(キンメキ鼻)	ロ 基点第185号から83度700メートルの点						
	基点第182号				佐伯市米水津と同市蒲江との境界(地黒島西端)							
	基点第183号				佐伯市米水津と同市蒲江との境界(地黒島東端)							
	基点第184号				佐伯市米水津と同市蒲江との境界(沖黒島西端)							
	基点第185号				佐伯市米水津と同市蒲江との境界(沖黒島東端)							
	うなまこて				〃							
	なめのび				〃							
	かいせえ				〃							
	いたさ				〃							
	かひおうぎ				〃							
	いたやがい				〃							
	いばざえな				〃							
	にあわび				〃							
	いとこぶし				〃							
	むさかのり				〃							
	むかぐさ				〃							
	ほんだわ				〃							
	ひじき				〃							
	わかめ				〃							
雑魚小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで											
雑魚建網	〃											
雑魚建網	〃											
雑魚たまつ	〃											
雑魚かたご	〃											
雑魚かたま	〃											
雑魚かたご	〃											
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市米水津の地先	基点第174号、イ、ロ及び基点第185号の各点を順次に結んだ線、基点第184号及び基点第183号を結んだ線、基点第182号と基点第181号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第174号	佐伯市鶴見と同市米水津との境界(鶴御崎の標柱)	イ 基点第174号から89度1,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市米水津	〃 【米水津地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第四十三号	
雑魚地びき網漁業				基点第181号	佐伯市米水津と同市蒲江との境界(キンメキ鼻)	ロ 基点第185号から83度700メートルの点						

免許番号	漁業の種類 及び名	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者 【業地 権区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第四十七号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで " " " " " " " "	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第125号 津久見市大字保戸島東端（高月）の標識	イ 基点第125号から100度2,300メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	津久見市大字保戸島	" 【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第四十七号
	うまこ " "					ロ 基点第125号から105度2,900メートルの点					
	ないせえび " "					ハ 基点第125号から111度45分2,800メートルの点					
	たかきざえな " "					ニ 基点第125号から109度15分2,200メートルの点					
	あわび " "										
	とこぶし " "										
	わかろめ " "										
	雑魚建網 " "										
	雑魚建つ " "										
	雑魚つか " "										

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者 【業地】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第四十八号	第1種共同漁業 いせえび漁業 いせえび さわび	1月1日から12月31日まで " "	大分市大字佐賀関及 び大字白木の地先	イを中心として半 径200メートルの 円によって囲まれ た区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉 井崎の標識	イ 基点第101号から 112度3,800メー ルの点	1 昭和38年 3月29日付 け大分県告 示第309号で 告示された 水域施設内 であって、 船舶の航行 碇泊又は荷 揚げ等に支 障を及ぼす 区域におい ては、漁具 を固定して する漁業を 営んではな らない。 2 河川・海 岸及び港湾 の維持管 理、保全の ため、公共 団体の行う 事業の施工 については これを拒ん ではならな い。	大分市大字佐 賀関及び白木	〃 【佐賀関地区】	平成 26 年 1 月 1 日 から平成 35 年 12 月 31 日まで	共第四十八号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第五十九号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 87 号 速見郡日出町大字大神大崎鼻	イ 基点第87号から178度1,500メートルの点		速見郡日出町	〃 【日出地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第五十九号
共第六十号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 87 号 速見郡日出町大字大神大崎鼻	イ 基点第87号から187度1,500メートルの点		速見郡日出町	〃 【日出地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十号
共第六十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 847 号 速見郡日出町日出港西防波堤根基	イ 基点第847号から197度2,000メートルの点		速見郡日出町	〃 【日出地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十一号
共第六十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	別府市の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 851 号 別府市上人鼻の標識	イ 基点第851号から90度280メートルの点		別府市	〃 【別府地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十三号
共第六十四号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関踊鼻（大石）	イ 基点第98号から345度4,200メートルの点 ロ 基点第98号から345度3,600メートルの点 ハ 基点第98号から5度2,800メートルの点 ニ 基点第98号から15度3,500メートルの点 ホ 基点第98号から15度3,900メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十四号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第六十六号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字高島の地先	基点第105号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第105号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第105号 大分市高島あしかばえ最高頂部	イ 基点第105号から340度250メートルの点 ロ 基点第105号から50度1,500メートルの点 ハ 基点第105号から90度1,600メートルの点 ニ 基点第105号から160度250メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十六号
共第六十七号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字高島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第104号 大分市牛島北端	イ 基点第104号から323度30分1,290メートルの点 ロ 基点第104号から36度30分1,290メートルの点 ハ 基点第104号から123度30分910メートルの点 ニ 基点第104号から237度910メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十七号
共第六十八号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字蔦島の地先	イ、ロ、ハ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第140号 大分市大字佐賀関5678番地の蔦島のはえ	イ 基点第140号から200度390メートルの点 ロ 基点第140号から230度1,300メートルの点 ハ 基点第140号から300度840メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十八号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第六十九号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関 (平瀬)の地先	イ、ロ、ハ、 ニ、ホ及びイの各 点を順次に結んだ 線によって囲まれ た区域	基点第 767 号 大分市平瀬灯標	イ 基点第767号から 300度1,100メー トルの点 ロ 基点第767号から 330度2,300メー トルの点 ハ 基点第767号から 350度2,900メー トルの点 ニ 基点第767号から 20度2,200メー トルの点 ホ 基点第767号から 20度800メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第六十九号
共第七十号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関 (松ヶ鼻)の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を順 次に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 99 号 大分市松ヶ鼻	イ 基点第99号から 318度1,400メー トルの点 ロ 基点第99号から 334度2,200メー トルの点 ハ 基点第99号から 12度2,100メー トルの点 ニ 基点第99号から 22度1,100メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第七十号
共第七十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の 地先	イを中心として 半径200メートル の円によって囲ま れた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関 踊鼻(大石)	イ 基点第98号から 339度4,500メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第七十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第七十二号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径80メートルの円によって囲まれた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関踊鼻（大石）	イ 基点第98号から12度3,980メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十二号
共第七十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関踊鼻（大石）	イ 基点第98号から359度1,750メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十三号
共第七十五号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 103 号 大分市蔦島東端（伊賀瀬最高頂部）	イ 基点第103号から25度1,700メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十五号
共第七十六号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 103 号 大分市蔦島東端（伊賀瀬最高頂部）	イ 基点第103号から14度700メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十六号
共第七十七号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から79度550メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十七号
共第七十八号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から92度1,160メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十八号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第八十号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 99 号 大分市松ヶ鼻	イ 基点第99号から318度1,700メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第八十号
共第八十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	臼杵市大字深江の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 113 号 臼杵市大字深江飛潮鼻の標識	イ 基点第113号から319度30分2,000メートルの点 ロ 基点第113号から303度30分1,900メートルの点 ハ 基点第113号から324度30分900メートルの点 ニ 基点第113号から332度30分1,100メートルの点		臼杵市大字臼杵、大字板知屋、大字大泊、大字風成、大字深江及び大字市浜	〃 【臼杵地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第八十一号
共第八十七号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 439 号 津久見市大字四浦高井島東端の標識	イ 基点第439号から17度30分750メートルの点		津久見市（大字保戸島を除く。）	〃 【津久見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第八十七号
共第九十号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から3度3,050メートルの点		津久見市、臼杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋	〃 【臼杵地区】 【津久見地区】 【佐賀関地区】 【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九十号
共第九十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から34度5,850メートルの点		津久見市、臼杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋	〃 【臼杵地区】 【津久見地区】 【佐賀関地区】 【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第九十二号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から59度6,050メートルの点		津久見市、臼杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋	〃 【臼杵地区】 【津久見地区】 【佐賀関地区】 【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九十二号
共第九十八号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島字水ノ子島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 180 号 佐伯市鶴見大字大島字水の子2の1559番地水ノ子島灯台	イ 基点第180号から322度1,300メートルの点 ロ 基点第180号から31度1,200メートルの点 ハ 基点第180号から160度1,800メートルの点 ニ 基点第180号から205度1,900メートルの点		佐伯市鶴見大字丹賀浦、大字梶寄浦及び大字大島	〃 【鶴見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九十八号
共第九十九号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、たい飼付漁業	10月1日から 翌年1月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 1070 号 佐伯市鶴見大字大島1032番地（観音鼻）の標識	イ 基点第1070号から先ノ瀬頂上見通し線上550メートルの点		佐伯市鶴見大字丹賀浦、大字梶寄浦及び大字大島	〃 【鶴見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九十九号
共第百号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦の地先	イを中心として半径500メートルの円によって囲まれた区域	基点第 778 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦猿島三ツグイ東端の標識	イ 基点第778号から112度2,100メートルの点		佐伯市蒲江大字猪串浦及び大字蒲江浦	〃 【蒲江地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第百二号	第3種共同漁業 ぶり飼付漁業	9月1日から 翌年2月末日まで	佐伯市上浦大字最勝 海浦字納ヶ内の地先	イを中心として 半径300メートル の円によって囲ま れた区域	基点第 1178 号 佐伯市上浦大字最 勝海浦蒲戸崎ねこ 岩	イ 基点第1178号か ら323度590メー トルの点		佐伯市上浦大 字浅海井浦、 大字津井浦及 び大字最勝海 浦	〃 【上浦地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第百二号
共第百三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島 の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を順 次に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 125 号 津久見市大字保戸 島東端（高月）の 標識 基点第 126 号 津久見市大字保戸 島高甲岩灯標	イ 基点第126号か ら8度30分250メー トルの点 ロ 基点第126号か ら108度30分200メー トルの点 ハ 基点第125号か ら155度200メー トルの点 ニ 基点第125号か ら335度100メー トルの点		津久見市大 字保戸島	〃 【保戸島地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第百三号
共第百六号	第3種共同漁業 ぶり、たい、 いさき、あじ 飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島 の地先	イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、へ及びイ の各点を順次に結 んだ線によって囲 まれた区域	基点第 1126 号 津久見市大字保戸 島保戸島漁港（中 の島地区）西防波 堤灯台 基点第 1127 号 津久見市大字保戸 島保戸島漁港防波 堤灯台（地下地 区）大ばそ防波堤 灯台	イ 基点第1126号か ら279度175メー トルの点 ロ 基点第1126号か ら314度531メー トルの点 ハ 基点第1127号か ら265度390メー トルの点 ニ 基点第1127号か ら265度190メー トルの点 ホ 基点第1127号か ら204度223メー トルの点 へ 基点第1127号か ら207度273メー トルの点		津久見市大 字保戸島	〃 【保戸島地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第百六号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第百七号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 1135 号 佐伯市鶴見大字大島字田野浦由が浦鼻の標識	イ 基点第1135号から303度30分1,000メートルの点 ロ 基点第1135号から311度30分670メートルの点 ハ 基点第1135号から327度770メートルの点 ニ 基点第1135号から315度30分1,100メートルの点		佐伯市鶴見	〃 【鶴見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百七号
共第百八号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字梶寄浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 173 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識	イ 基点第173号から67度510メートルの点 ロ 基点第173号から87度30分400メートルの点 ハ 基点第173号から97度740メートルの点 ニ 基点第173号から83度810メートルの点		佐伯市鶴見	〃 【鶴見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百八号
共第百九号	第3種共同漁業 たいいさき、あじ飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目の地先	イを中心として半径250メートルの円によって囲まれた区域	基点第 1141 号 津久見市大字長目2594番地の1の標柱	イ 基点第1141号から154度11分400メートルの点		津久見市（大字保戸島を除く。）	〃 【津久見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百九号
共第百十号	第3種共同漁業 たいいさき飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	臼杵市大字深江の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 113 号 臼杵市大字深江飛潮鼻の標識	イ 基点第113号から276度2,500メートルの点		臼杵市	〃 【臼杵地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百十号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第百十二号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 125 号 津久見市大字保戸島東端（高月）の標識	イ 基点第125号から100度2,300メートルの点 ロ 基点第125号から105度2,900メートルの点 ハ 基点第125号から111度45分2,800メートルの点 ニ 基点第125号から109度15分2,200メートルの点		津久見市大字保戸島	〃 【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百十二号
共第百十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から122度22分3,250メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百十三号
共第百十四号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径250メートルの円によって囲まれた区域	基点第 106 号 大分市高島南端（粒瀬最高頂部）	イ 基点第106号から161度1,730メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百十四号